

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	ウエラウラ市場及び棧橋建設計画 のための贈与に関する日本国政府 府とパプアニューギニア政府と の間の交換公文	ウエラウラ市場及び棧橋建設計画を実施するために必 要な 1. 水産関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	503,000千円 H21.3.31まで	H20.10.10 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 西山肇在パプアニ ューギニア大使 パプアニューギニア側 カ・テム首相代行	H20.10.23 566号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。